

○地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる経費

地方消費税率の引上げ（1.0%→1.7%、令和元年10月以降は1.7%→2.2%）に伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障経費のうち地方単独事業の財源に充当することとされていることから、次のとおり明示する。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 429,362 千円

（歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 3,289,831 千円

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	189,820			24,757	27,080	137,983
社会福祉事業	27,156				3,988	23,168
障害者福祉事業	44,119				6,480	37,639
老人福祉事業	92,503			24,757	9,952	57,794
児童福祉事業	26,042				6,660	19,382
社会保険	1,787,372	180,255			236,044	1,371,073
介護保険事業	888,162	54,211			122,486	711,465
後期高齢者運営事業	604,409	73,776			77,936	452,697
国民健康保険事業	294,801	52,268			35,622	206,911
保健衛生	1,312,639	95,517	27,600	57,691	166,238	965,593
疾病対策予防事業	108,303	3,818		53,557	7,480	43,448
母子保健事業	15,120	1,712		33	1,965	11,410
医療に係る施策	1,189,216	89,987	27,600	4,101	156,793	910,735
合 計	3,289,831	275,772	27,600	82,448	429,362	2,474,649